■　第１回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定版】

〇日時：平成 25 年６月 20 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、片桐委員、金子委員、川崎委員、熊倉委員、小泉委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤委員、長谷川(イ)委員、長谷川(美)委員、保坂委員、桝屋委員、松永委員　計 20 名

・関係課：広聴相談課長、こころの健康センターこころの健康推進担当課長、保健所保健管理課長、保健所保健管理課補佐、産業政策課長、都市計画課長、住環境政策課長補佐、土木総務課長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計 10 名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：４名（うち報道１名）

（司　会）

皆様、こんばんは。１名の委員の方が、まだ来ていらっしゃいませんけれども、時間になりましたので、ただいまから（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日、進行を務めます、障がい福祉課長補佐の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、本日は、当検討会の初回の会議となります。はじめに会議の公開及び議事録の取り扱いについて、あらかじめご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この検討会についても、傍聴が可能となっております。次に、報道機関についてですが、報道機関による取材が入る場合がございます。そして、会議の内容についても市の指針により議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。よろしくお願い

します。また、議事録作成のためテープ録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数でも挙手をお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものとしまして、資料１「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会開催要綱」、資料２「条例検討会の役割と今後の進め方について」、資料３「（仮称）新潟市障がい者基本条例にかかる意見集約のための作業部会報告書」、資料４「『（仮称）障がいのある人ない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例』の制定についての提言書」、資料５「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」、資料６「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案の概要」、参考資料１「障害者の権利に関する条約（抜粋）」、参考資料２「障害者基本法（抜粋）」、参考資料３「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』に関する差別禁止部会の意見」、参考資料４「『障害を理由とする差別の禁止に関する法律』に関する差別禁止部会の意見（概要）」、また本日、机上に配付させていただきましたが、本日の次第、条例検討会名簿、座席表の以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

なお、今回の条例検討会の資料ですけれども、障がいの「がい」の字がひらがなと漢字の二通りで表記されています。なぜかと言いますと、漢字の害にはマイナスイメージがあるため、障がいのある方に不快な思いを与えないように、平成 19 年４月１日から、市役所で使用する障がいの「がい」の字については、原則ひらがなで表記することにしています。ただし、法令や、それに基づく制度、施設名、法人などの固有名詞は漢字の表記としているため、ひらがなと漢字の二通りとなっておりますので、ご了承ください。

それでは、市長が参りますまで、少しお待ちください。

１．開会

（司会）

それでは、これより、条例検討会を開会いたします。開会にあたりまして、篠田市長より、ごあいさつを申し上げます。

２．市長挨拶

（市　長）

皆さんこんばんは。今日は、大変お疲れのところ、また夕方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。日ごろから皆様方におかれて、障がい者福祉の向上、また社会参画というさまざまな面でお力をいただいているということについても感謝申し上げます。

新潟市は、安心政令市にいがたということで、今、前進しているわけですけれども、今年、やはり障がい者福祉を今まで以上に大きく前進させる年にしてまいりたいと思っております。新潟を拓く 10 大プロジェクトというものを庁内で決めているのですけれども、その中の一つに障がい者の雇用、また障がい者施設の整備を今年度と来年度、従来以上にがんばるということで、庁内で一致しております。そういう面では、障がい者の就業支援センターは、10 月にオープンするということで、今、準備を進めておりますし、また民間の障がい者雇用は、恐らく全国で一番障がい者雇用の実績を上げているというＩＳＦネットといって、ＩＴの会社でありますけれども、そこと新潟市は協定を結びまして、７月にも新潟市のまちなかでＩＳＦネットの別会社の本社を新潟に作っていただくということで、準備を進めております。そこで、福島や中京圏などで、匠カフェと言われるものがすでに何店かオープンしておりますけれども、まちなかの目立つところで障がい者の方が目立つ仕事をするというような取組、そしてそれを障がい者のお住まいのほうにも結びつけていく。そういった従来と少し違った取組もやらせていただき、当面、障がい者の方 100 人の雇用ということで進みたいと思っております。

また、国のほうでも、障害者権利条約の批准に向けまして、さまざまな法整備を行っているということでありますし、その中でも障害者差別解消法が国会で成立したばかりということでございます。５月には成年後見人、成年被後見人に一律に選挙権を定める、選挙権を認める改正公職選挙法が成立し、７月の参議院選挙から投票ができるというようなことで、まだまだ不十分ですけれども、国、あるいは新潟でも障がい者の雇用などの改善、そして社会参画が一歩一歩進んでいるという状況にあるのではないかと思っております。そういうときに、私ども、（仮称）障がい者のある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例というものをぜひ制定したいということで、皆様からその条例の検討をお願いして、ぜひ議会の皆さんと一緒にこの条例を作っていきたい。また、条例づくりに合わせて、新潟市民の皆さんにも、まさに障がいがあっても、なくても、一人ひとり大切にされる新潟、そういうまちづくりを今後も進めていく。そんなステップを今年は大きく踏みたいと思っておりますので、皆様方には、大変お忙しいところ、またお時間、エネルギーをいただくということになりますが、ぜひご協力を賜って、いい条例に仕上げてまいりたいと思っております。本日は、誠にありがとうございます。また、この条例がしっかり作れるまで、皆様方と一緒に我々もがんばりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

３．自己紹介

（司　会）

それでは、今回が最初の検討会になりますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。順番につきましては、本日、お配りしました名簿は 50 音順になっておりますが、石川委員、伊東委員というような順番でお願いしたいと思います。

（石川委員）

皆さんこんばんは。初めまして、ＮＰＯ法人新潟市ろうあ協会理事をしております、石川渉と申します。今回、初めて、障がいのある人もない人もともに新潟市の条例づくりを設けることができ、非常にうれしく思っております。これから、皆さんとよく話し合いをし、本当に豊かな新潟市になるように、がんばっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（伊東委員）

皆さんこんばんは。私は伊東佳寿子と申します。よろしくお願いいたします。本当に普通の主婦でして、大変に緊張しておりますが、皆さんに教えていただきながら、一生懸命新潟市のために、皆さんが幸せに暮らせるために、一生懸命やってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（片桐委員）

公募で本当に当選してしまった、江南区から来ました、片桐と言います。私は、退職して随分たつのですけれども、４年前から途中障がいになりまして、原因不明の障がいになりまして、健常者と障がい者を行ったり来たりして、今日、たしか来ていらっしゃる白柏先生に、私は助けていただいたと思うのですけれども、先生の適切なる処置でもって、全盲がなくなって、今、原因が分からないのですけれども、こうやっていて、初めて自分が健常者のときは、障がいのことは分からなかったのですけれども、今の状況になってみて、本当に大変な状況だなということが分かって、何をするにも自分の足で確かめなければだめなので、これを見せていただいて、拡大鏡がなければ全部は読めないのです。この拡大鏡ではだめ。何もかも全部自己負担ですから、これは一応お金がかかって、死んでしまうので。でも、本当に私は、自分の家を開放して、そういう障がいを持っている人とか、家族の方とかと一緒にお話ができて、本当にここに終の棲家として住んでよかったな、新潟市と言えるようなものを作りたいと思って、今、がんばっておりますので、ぜひ皆様のご指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（金子委員）

皆様こんばんは。私は金子誠一と言います。私は、難病団体の代表として出席してほしいということがありまして、ＳＣＤとは何ぞやというのですが、これは脊髄小脳変性症という

病気にかかりまして、約 10 年になりますが、西区のときには、障がい者福祉協会の今の鈴木部長さんには大変お世話になりまして、ありがとうございました。障がい者が住めるまちというのは、健常者にも非常にいいまちだということを認識しまして、この条例検討がなされるということでは、非常に心強く思っております。ありがとうございました。

（川崎委員）

こんばんは。とよさか福祉会の川崎と申します。

私どもの法人は、通所の施設を三つ運営しております。知的障がい者支援から始まりました、クローバー歩みの家、身体障がい者支援からはじまりました、クローバードンバスの家、そして、精神障がい者支援からはじまっております、クローバーひしもの家と三つの施設を運営しております。そこで、事務局長を務めさせていただき、またかねて事業管理者を務めさせていただいております。今年度、たまたま新潟市知的障がい者施設連絡会の会長などというものをお引き受けした関係で、このような任を仰せつかったのかとは思っておりますが、こういう意義深い機会に同席させていただいて関われるというのは、大変光栄に思っております。微力ではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（熊倉委員）

新潟地区手をつなぐ育成会の熊倉と申します。知的障がい者の当事者団体としての性格だと、私どもの会を考えております。長らく、育成会として、任意団体として活動してきまして、小規模作業所を 11 か所ほど作りました。最後の五つほどを法定施設化するための役割というものを今、果たしつつあるというのが、育成会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（小泉委員）

県弁護士会から推薦されました、弁護士の小泉一樹と言います。よろしくお願いいたします。何十年か前に、高齢者、障がい者の権利に関する委員会というものを弁護士会で作りまして、それ以来、主に高齢者問題、成年後見制度をはじめ、そういった問題に取り組んできましたけれども、これをきっかけに、また障がい者の方たちの権利を守るためにかかわっていきたいと思います。微力ながらやっていきたいというように思っています。よろしくお願いいたします。

（佐藤（佐）委員）

新潟県経営者協会の佐藤でございます。私ども、経営者協会と申しますのは、日本経団連という経済団体がございますが、そちらの地方組織として位置づけられております、経営者団体でございます。古くから労務問題を取り扱っており、労務専管団体とも言われていた時

代がございまして、今でも労働問題を中心に取り扱っている団体でございます。そういった意味から障がい者雇用ということも、私どもの大事なテーマになっております。ということで、こちらのほうで、少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

（佐藤（洋）委員）

こんばんは、お疲れさまです。人権擁護委員として、ここに座らせていただくことになりました。法務局の中で人権擁護課がありまして、その中に私ども、委員が常駐したりして、いろいろなことに気づかされ、相談業務をいたしております。委員を引き受ける前に、いろいろなことを振り返ったときに、これがまさに障がいのある、なしにかかわらず、非常に理不尽なことが多いということをたくさん気づき、そういうことで、少しでも皆さんと安心・安全のという市長さんが常に言っておられます。そういう部分でも、私たちが少しでも力になれればと思って、人権擁護委員 45 名の中で活動しているのですけれども、今回、私がここに座ることになりました。どうぞよろしくお願いします。

（正道委員）

こんばんは、にいがた温もりの会運営委員をさせていただいています、正道沙織と申します。よろしくお願いします。一応、精神障がいということで２級の手帳を持って、あとは自立支援も受けているのですけれども、やはり精神障がいは、周りからは全然分からないので、生活していく中で苦しいときや助けてほしいときがあったりするので、そういった意見をここで出していって、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

（白柏委員）

昨年４月より新潟市医師会の理事になりました、眼科医の白柏麻子です。日々、眼科の治療に携わっている分けですけれども、先ほど、片桐さんのほうから声をかけていただいて、本当にびっくりといいますか、そのお言葉を聞いただけで、私は今日、ここへ来て本当によかったなと思っている次第です。医療の代表ということで、どれほどの力が発揮できるか分からないのですけれども、こういう条例を作るというビッグイベントに参加できることに喜びを感じております。よろしくお願いいたします。

（竹田委員）

こんばんは。新潟県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ新潟という団体の竹田一光と申します。新潟県社会福祉士会は、県内の約 1、000 名の社会福祉士が集まっている団体ですが、その中でも権利擁護センターぱあとなあ新潟と言いますのは、2000 年の４月に作られました、成年後見制度の活動を中心にして、今まで活動を行ってきます。しかし、権利擁護センターという名前のとおり、さまざまな社会の権利擁護全般にかかる問題を社会福祉

士という立場でかかわっていきたいという思いです。今回、このような形で会議を開いていただいたこと、特に７時からという平日の時間外で開くと英断していただいたこと、ものすごく感謝しております。かつて、７年前になるでしょうか、千葉県で、千葉県づくり条例ができたときに、まさに千葉県庁に夜になってから、さまざまな障がいの方が集まって、全国初めての千葉県条例が生まれたという経緯になりました。まさにそれと同じ道を、今、新潟市にも開いていただき、なおかつ今日、来ていただいてびっくりしたのですが、障がい福祉だけでなく、すべての部門の関係、市の方が来ていらっしゃるということについて、ものすごく驚きと同時に、これからのまさに新しい市づくりの思いといったものを見せていただいた感じがしております。その一端にかかわることができ、私も精いっぱいがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（田中委員）

新潟大学法学部で教員をしております、田中伸至でございます。私、研究の分野は医療の制度や政策、日本とドイツを比較しながら見ていくという分野でありまして、最近の障がい者を巡る制度や政策、外国の状況などをフォローしているわけではございません。けれども、せっかくの機会を与えていただきましたので、よく勉強して、この場で何かしらの貢献をできるように努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

（遁所委員）

皆様こんばんは。床ずれのために、長座の姿勢と多少威張った姿勢になっていることをお許しください。

社会福祉法人自立生活福祉会の事務局長をしております、遁所と申します。８区にあります、障がい者の相談支援事業の委託事業所のうちの一相談事業所として、自立支援協議会から、さらに今回の条例の作業部会にも加わらせていただきましたご縁で、今日、この条例検討会の一員となったと思っております。それについては、実際に条例という検討会に、私たち障がい当事者が参画できるということは、なかなかできないと思っていたところができましたこと、そしてまたこの条例については、私の名前も議事録等に載ってしまうことについては、やはり先進県である千葉県や新しく埼玉、八王子等の条例に負けないくらいのよい条例にできるようにと心引き締めている次第です。また、個人的には、2004 年の中越地震のときに、ちょうど判決がおりた、新潟地裁で勝訴した、新潟無年金障がい者の代表でもありまして、権利擁護ということについては、弁護士の先生方と勉強させていただきながら、考えてくる機会を多少いただいておりました。そういった経験も、この条例づくりに反映できるよう、また心していきたいと思いますので、どうぞ皆さんもよろしくお願いいたします。

（長澤委員）

ごめんください。新潟大学教育学部特別支援教育専修の教員をしております、長澤正樹です。普段は、将来、特別支援学校等の教員を目指す学生の指導にかかわっております。あわせて、附属特別支援学校の校長を兼務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

（長谷川（イ）委員）

新潟市身体障害者連合会から来ました長谷川です。事務所は、総合福祉会館にありまして、私の仕事は、市からもらっている委託のお金の経理を担当しています。それから、先ほど市長さんが言われた、障がい者で目立つところで目立つ仕事をする、それはすごく感激しました。私も少し目立ちたがり屋のところがありまして、そういうことにかかわりたいと思います。それから、障がい者がいい社会とか、時代になるような条例を作るのに、一生懸命に参加させていただきたいと思います。お願いします。

（長谷川（美）委員）

ミカユニバーサルデザインオフィスの長谷川と申します。よろしくお願いします。今回は、住宅というような形で、お手伝いということになると思うのですけれども、日ごろは、もう一つの顔がありまして、ＮＰＯ法人まちづくり学校というものをやっておりまして、まちづくりの人材育成をするＮＰＯなのですけれども、そういったこともありますので、まちづくりというようなところからもお手伝いができればなと思っております。よろしくお願いいたします。

（保坂委員）

日ごろより大変お世話になっております。私は新潟交通乗合バス部の保坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今、まさに新潟市さんとは、新たな公共交通のシステムの導入ということで、一緒に協働で進めさせていただいているといったところでございます。一人でも多くの皆様にバスをご利用いただくためには、高齢者の方、また若い方、障がいのある方、ない方、どなたにとっても分かりやすく、使いやすいバスを目指していかなければならないというように考えて、今、準備に入っているというところでございます。日ごろ、いろいろとご要望もいただきますが、なかなか至らぬ点も多々あると思います。今回、新潟市さんとは、障がい福祉といった分野で、直接いろいろやりとりをさせていただけるということでございますので、これをいいきっかけにさせていただいて、今後、使いやすいバスということで進めさせていただきたいと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

（桝屋委員）

皆様、初めまして、ＮＰＯ法人にいがた・オーティズムの会員であります、桝屋清則と申します。私自身が発達障がいの当事者です。まったく持って、多分、皆さんから見ても、私は障がい者には見えないと思いますが、隠れた難病や精神疾患を抱えている方と同様に、見

えない障がいです。最も感じにくい障がいです。このために、私は生まれてこの方 35 年間ですが、ずっとこの障がいで苦しみ続けてきました。ですが、やっと発達障がいという言葉を使って障がいとして認めていただくこともできました。そして、このような会、そして条例が施行されるという機会をいただいて、私自身が発達障がい者の一当事者として、皆さんとこのように新潟市で障がいの障壁をなくすという取組ができることに参加できるということをとてもうれしく思います。この中では、私が一番若いかと思いますが、持てる力をすべて振り絞って、この市のために、そしてほかの県や市が取り組んでいらっしゃる障がい者の条例もありますが、それに負けない、いやむしろ独自で最も進んだ条例ができたらいいなと、私もそのような考えを持って、この委員の職に務めさせていただきたいと思いますので、皆様、どうかよろしくお願いいたします。

（松永委員）

新潟県視覚障害者福祉協会の松永です。私は視覚障がいで全盲で、30 歳のときに病気で失明しました。視覚障がい者イコール情報障がいということを言われますけれども、本当に日々の情報、目から入る情報、それから移動、歩くことに対しても非常に不自由を感じております。会議の資料も毎回、メールでいただくことになるかと思うのですけれども、それをパソコンで読むということも、実はなかなか大変なことなのです。でも、がんばっていきたいと思いますので、また皆さんにご迷惑をおかけするかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（司　会）

委員の皆様、大変ありがとうございました。それでは、ここで市長は退席とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（市　長）

では、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（司　会）

引き続きまして、事務局関係課の自己紹介をさせていただきます。

（鈴木福祉部長）

福祉部長の鈴木でございます。皆様方には、大変なご苦労をおかけすることになるかと思いますけれども、実りある条例に向けて、我々も精いっぱいがんばりたいと思いますので、どうかよろしくご協力をお願いいたします。

（小野障がい福祉課長）

障がい福祉課長の小野と申します。長い期間、また夜のお忙しい時間になりますが、これからよろしくお願いいたします。

（大倉制度改革推進係長）

障がい福祉課制度改革推進係長の大倉と申します。よろしくお願いいたします。名簿の７番になります。よろしくお願いいたします。

（石川管理係長）

お疲れさまです。障がい福祉課管理係長の石川と言います。お世話になります。よろしくお願いいたします。

（竹中制度改革推進係主査）

障がい福祉課制度推進係主査の竹中と申します。この条例検討会の担当をさせてもらっています。よろしくお願いします。

（吉岡在宅福祉係長）

障がい福祉課在宅福祉係長をしております、吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

（小林介護給付係長）

６番に記載しております、障がい福祉課介護給付係長の小林と申します。主に障がい福祉サービスの利用者のこと、もう一つは障がい福祉事業所のことを中心にやっております。よろしくお願いいたします。

（佐藤広聴相談課長）

事務局の名簿の９番の市民生活部広聴相談課長の佐藤と言います。よろしくお願いいたします。

（永井こころの健康推進担当課長）

10 番、こころの健康センターこころの健康推進担当課長の永井と申します。精神保健福祉と自殺対策を担当しております。よろしくお願いいたします。

（高井保健所保健管理課長）

保健所保健管理課長の高井でございます。よろしくお願いいたします。

（古俣保健所保健管理課長補佐）

同じく保健所保健管理課の古俣と申します。難病患者さんの支援などを担当しております。よろしくお願いします。

（笠原産業政策課長）

私、13 番になりますが、産業政策課長の笠原と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。

（鈴木都市計画課長）

皆さんこんばんは、名簿番号 14 番、都市計画課の鈴木と申します。まちづくり全般のことを所管しているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（清水住環境政策課長補佐）

名簿番号 15 番の建築部の住環境政策課の課長補佐をやっております清水と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

（諏佐土木総務課長）

16 番、土木部土木総務課の諏佐と言います。道路の維持管理を担当していますので、よろしくお願いいたします。

（今井中央区健康福祉課長）

名簿の 17 番。中央区の健康福祉課長の今井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（中川総括指導主事）

名簿 18 番、教育委員会学校支援課で特別支援教育を担当しております、中川一之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（司　会）

これから、どうぞよろしくお願いいたします。

４．議事

（１）座長及び副座長の選出

（司　会）

続きまして、次第４、これより議事に移らせていただきますが、座長が選出されるまで、私司会のほうで進行させていただきます。それでは、議事（１）座長及び副座長の選出についてですが、資料１、当条例検討会の開催要綱第５条の規定によりまして、座長及び副座長は、委員の互選により決定することとなっております。自薦他薦ということになるかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（川崎委員）

この検討会におきましては、多様な分野にわたる議論が展開されることになると思っております。そこで、この会とは別に、市の附属機関の会長をお務めでございます、新潟大学の長澤教授が座長に適当と思います。また、副座長には、全国的にも豊富なネットワークをお持ちの新潟地区手をつなぐ育成会の熊倉会長が適任と思います。ご推薦を申し上げたいと思います。

（司　会）

ただいま、川崎委員から、長澤委員を座長に、熊倉委員を副座長に推薦したいというご提案がありましたが、いかがでしょうか。

（拍　手）

（司　会）

同意をいただいたということで、皆さんのご賛同によりまして、座長は長澤委員、副座長は熊倉委員に決定いたします。それでは、座長に選出されました長澤委員、副座長の熊倉委員におかれましては、それぞれ座長席、副座長席へお移りください。

それでは、早速ですが、お二人からごあいさつをお願いいたします。

（長澤座長）

ただいま、座長に選出いただきました、新潟大学教育学部の長澤正樹です。皆さんのご協力を得ながら、スムーズに議事進行できるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

（熊倉副座長）

こういった席で一番長くなって、このようなことにもなったのかと思いますが、行政の地域社会を作るための一番大事な基礎づくりだということで、考えて、取り組みたいと思います。皆さんとともによろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（司　会）

ありがとうございました。それでは、ここからの議事を長澤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。

（２）条例検討会の役割及び今後の進め方について

（長澤座長）

まず、議事の（２）条例検討会の役割及び今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：大倉）

障がい福祉課の大倉です。

私から、資料２に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料２の１ページをご覧いただけますでしょうか。こちらには、まず、条例検討会設置までの経緯を記載しております。本市の障がい者に関する施策の推進について調査、審議をする附属機関がございまして、新潟市障がい者施策推進協議会、現在は施策審議会というよう

に名称変更しておりますけれども、この会におきまして、以前よりこのテーマにつきましては、さまざまな検討を行ってまいった経緯がございます。

平成23年６月から平成24年２月にかけましては、この会の中に作業部会を作っております。そして、その部会の報告を基に、平成24年３月21日に障がい者施策推進協議会から、新潟市に提言書が提出されているということでございます。その後、国の法律制定の動きなどを注視しながら、あわせて市政世論調査などによる共生社会づくりへの関心・意識の調査や過去に相談支援事業所に寄せられた差別案件の調査を行ってまいりました。そのような中、障がい者施策審議会といたしましても、改めて市独自の条例についての取組を進めていこうというご意見をいただいたところでございました。そして、その後、今年度、内部で取り組み方などを調整いたしまして、本日、第１回目の検討会を開催させていただくといったところになった次第でございます。

次に２ページです。この検討会の役割ですが、資料１の開催要綱にも定めておりますとおり、目的を次のようにしております。第１条になりますが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを目的とする「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会」の検討を行うため、基本条例検討会を開催するということを目的としております。条例の名称は、仮称ながら長いため、ここでは基本条例というように呼ぶことにさせていただきたいと思います。

検討する事項といたしましては、検討していく基本条例の必要性や独自性について、国の法律の分析、理解、差別事例の分析、理解、条例案の検討、紛争解決の仕組みなどを想定しております。したがいまして、提言書、意見書及び障がい者差別解消法の分析を行うとともに、基本条例の目的、必要性、独自性について検討するということが一つ。また、差別事例の分析を行いまして、「何が差別と感じられ、どのような生きづらさを感じているか」この共通認識を持つとともに、その解決方法について議論するということが二つ目。また、中間のとりまとめをまとめるにあたって議論いただくことが三つ目、四つ目として、条例案について議論するということが役割となっております。なお、検討会としては、いわゆる議決のような手続きによる意見集約など組織体としての意思決定を行う手続きはできないということをご理解いただきたいと思います。

３ページから６ページは、国や他自治体の動向を記載しています。国は障害者権利条約の批准に向けた法整備といたしまして、３ページのほうでは障害者基本法の改正が行われました。恐れ入りますが、事前にお配りした資料に記載ミスがございまして、（１）障害者基本

法（内閣府）と書いてある下です。平成 24 年８月５日となっておりますが、正しくは平成 23 年の８月５日でございました。大変失礼いたしました。修正をお願いしたいと思います。

平成 24 年５月 21 日に施行されました、改正障害者基本法では、いくつか改正点がありますが、３ページの一番下に注目をしていただきたいと思います。④差別の禁止というところがありますが、差別の禁止について、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことに加え、社会的障壁の除去について、「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ということが追加されたものです。

４ページのほうにいきまして、差別を解消する法律においては、本国会に提案され、昨日、成立をちょうどしたところです。また、教育分野におきましては、文部科学省の特別委員会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」というものをまとめ、今後は「就学相談・就学先決定のあり方に係る制度改革」が行われると聞いております。

また、雇用分野におきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案が今国会に提出され、こちらも６月 13 日に成立しております。この改正障害者雇用促進法では、雇用の分野における差別的取り扱いの禁止や職場で働くうえでの支障を改善する配慮が義務化されることとなっています。

また、独自条例をすでに定めている自治体ですが、資料の６ページになりますが、ご覧のように、千葉県、北海道、岩手県、さいたま市、熊本県、八王子市ですでに施行されており、検討中の自治体も、私ども新潟市のほかにいくつかあるという動きを聞いております。なお、この施行済みの自治体条例につきましては、差別禁止や人権擁護の規定、合理的配慮についての規定、紛争解決の仕組みについて規定がなされています。

最後に、この検討会の今後のスケジュールですが、本日はこの後、市が障がい者施策推進協議会から提言を受けた内容、それから差別解消法の内容の共通理解を持ちたいということで、確認したいと思っております。第２回目以降は、第２回目から第４回目の３回にわたりまして、募集を行いました差別事例のほうの分析を行いたいと思います。その後の第５回、第６回で中間とりまとめということで、ご議論いただきたいと思います。そして、その後は、それらの内容を広く市民の皆さんにお伝えできるような機会を持ちたいということで、条例の案を市が作成したいと思っております。その後、日程は未定としておりますけれども、年明け前半に条例案についてご議論いただく会を２回。それから、最終とりまとめの作成をさせていただく会を１回という予定で考えております。

資料２に関しまして、事務局からの説明は以上になります。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より条例検討会の役割及び今後の進め方について説明がありましたが、お聞きになりたいこと、ご意見ございませんでしょうか。

（伊東委員）

教育についてなのですけれども、こちらの資料を見ますと、障がい者のために健常者と同じような教育を受けさせるために、条例を作っていこうというように受け取れたのですけれども、障がいを解消するためには、小さいころから子供に対する障がいへの理解を深める教育が必要だと思うのですけれども、そういったことを条例の中に取り込むといいますか、検討するということも盛り込まれていらっしゃるのでしょうか。

（事務局：大倉）

何を盛り込むかという部分については、まさにこの検討会の中でいろいろなご意見をいただきながら、議論をいただきたいと思っております。

（長澤座長）

伊東委員、よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（長谷川（美）委員）

すでに施行されている自治体があるということです。条例を施行されて、よかった点というのでしょうか。どのように、何が変わったのかというようなあたりもお示しいただけるとありがたいなと思いました。

（事務局：小野）

今、ご提案いただいたことについては、次回の検討会までご用意させていただきたいと思います。

（長澤座長）

次回ということなので、長谷川委員よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。実質的な内容については、今後、詳しく詰めていくことになると思いますので、そのときに、ぜひご意見をたくさんちょうだいしたいと思います。このあたりで議事の（２）を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。

（３）「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」の制定についての提言書について

（長澤座長）

次に、議事（３）「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされ

る新潟市づくり条例」の制定についての提言書についてですが、先ほど、事務局のほうから説明がありましたとおり、新潟市障がい者施策審議会から市にこの提言書が提出されたことがきっかけで、この検討会が開催される運びとなっております。そのため、この提言書の中身を踏まえて、新潟市の条例を検討していく必要があるかと思います。そこで、こちらの説明については、提言書の前段の作業部会報告書をまとめる部会の部会長であられました、松永委員に説明をお願いしたいと思います。

（松永委員）

では、報告書を説明させていただきます。松永です。私は、先ほど言いましたように、視覚障がい者のために、資料をいろいろあちこち探るのが大変ですので、皆さんには分かりにくいかもしれませんけれども、資料３を見ていただきながら、進めていきたいと思っています。

近年、福祉のサービスがいろいろ充実はしてきていますし、国連でも障がい者の権利条約、あるいは国等もいろいろ動きがあるわけですけれども、当事者の立場から見ると、本当にそれがうまくいっているのかどうか、非常にその辺に疑問があります。そういう中で、障がいがあっても、暮らしにくい現状がたくさんあるわけですが、新潟市において、私たちが安心して暮らせるにはどうするかという意味で、この分科会の中でいろいろ話し合いがされました。資料を見ていただければ、いいわけですけれども、分科会においては、千葉県の状況ですとか、北海道でしょうか、いろいろな他県の状況を見ながら、参考にしながら、あるいは施策推進協議会の中でも研究し、いろいろな情報を入手しながら検討してきました、そういう中で、実際には推進協議会の中で部会を設けて、きちんとどういう基本条例を作っていけばよろしいかということで、検討してまいりました。検討事項は、皆さんの資料の中に１から９番まであると思いますけれども、そのことについて、細かく１年をかけて検討いたしました。

そこで、いろいろなことが出てきているわけですけれども、特に私どもも考えていたのは、本当に障がいがあっても、この新潟市できちんと生活できる。それには障がい者自身がもっと自分の障がいのことを考えてできること、できないことがあるわけですけれども、個人としても、あるいは障がい者団体としても、自分自身のことをもっと深く考えていく必要があるのではないか。よく言われる差別ですとか、いろいろあるわけですけれども、それが本当にどうなるか、きちんと当事者自身がもっと考えていく必要があるのではないかということがありました。

それから、この条例がどんなにすばらしい条例ができても、市民の方々にご理解いただかなければ、何もならないわけですので、障がいがある人、ない人が一丸となって、この条例

を作っていくことになるということで、話を進めてまいりました。細かいところまで進めると、少し時間がかかりますので、皆さんの手元の資料をお読みいただければと思っています。あと、ご質問があれば、委員の中には熊倉委員ですとか、遁所委員もおられましたので、サポートしていただければと思っています。

仮称ですけれども、条例のタイトルが、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例ということで、一応、案をまとめました。本当にいろいろな意見が出てきましたので、一つの条例を作るということの大変さもありますけれども、これができたときに、本当に私たちが新潟市で安心して暮らせる、障がいがある、なしにかかわらず、安心して暮らせるようなまちづくりができてくるのではないかと思いました。この報告書をまとめて、施策推進協議会に出しまして、それを昨年の３月 21 日でしょうか、市長のほうに提案されていますので、その資料が資料４のところに書かれていると思います。この部分に関しては、この部分も皆さんで読んでいただきながら、今後の中でご意見いただいて、まとめていくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単になってしまいましたけれども、以上でございます。

（長澤座長）

松永委員、ありがとうございました。資料は、資料３報告書と資料４提言書です。改めて目を通していただき、お聞きになりたいこと、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にご意見、ご質問が出ないということで、また進行上、何か不明な点等ございましたら、ご遠慮なさらずに、挙手をお願いいたします。

少しスムーズすぎる感じもするのですが、議事（３）を終了させていただきます。

（４）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案について

（長澤座長）

議事（４）に移らせていただきます。議事（４）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案についてですが、この差別解消法をきちんと見極めながら、新潟市の条例の目的、意義、必要性、独自性を検討していかなければならないと思いますが、こちらの説明については、新潟大学法学部の教授でいらっしゃいます、田中委員に説明をお願いしたいと思います。田中委員、お願いいたします。

（田中委員）

それでは、私から障害者差別解消法について、簡単ではございますが、説明させていただきます。資料６に沿いまして、見てまいりたいと思います。

一番上に同法の正式名称が書かれております。障害を理由とする差別の解消の推進に関す

る法律でございます。同法は、昨日、参議院本会議で成立してございますので、今日の時点ではこの案が取れているということです。まず、この法律の位置づけについて申し上げます。先ほど、資料２でご紹介がございましたが、国連障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として検討されていました。2011 年障害者基本法が先に改正されております。障害者基本法の改正では、障がい者への差別禁止規定が置かれております。障害者基本法の差別禁止規定を受けて、差別を解消していく政策を具体化するために制定されたのが、この障害者差別解消法ということになります。この資料の上の枠のところが改正障害者基本法における規定でございます。差別の禁止について、基本原則として、三つの内容が定められております。これは、前提として確認しておきたいと思います。

差別禁止の基本原則の一つ目、第１項と書かれているところですが、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止であります。何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと規定されてございます。二つ目は、第２項と書かれているところでありまして、社会的障壁の除去であります。社会的障壁の除去については、その除去を必要としている障害者の方が現にいらっしゃること。それから、社会的障壁の除去に伴う負担が過重ではないこと。この二つの要件を満たす場合に、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮をするよう求めております。社会的な障壁としては、一番分かりやすい例としては、施設のバリアの問題。施設のバリアフリー化によって、社会的障壁を除去するということが、一つの例として挙げられます。三つ目は、第３項と書かれているところでありまして、国による啓発・知識の普及を図るための取組とあります。これはここに書いてあるとおりです。

これら、改正障害者基本法、差別禁止の基本原則３項目を具体化していくために、障害者差別解消法が制定されております。どのような方策によって、差別の解消を図っていくのかでありますが、この資料の下のほうの枠の中にございます。大きく分けて、Ⅰ差別を解消するための措置、Ⅱ差別を解消するための支援措置の２部門に分かれてございます。まず、Ⅰ差別を解消するための措置について見てまいります。この措置は、ご覧のとおりでありますが、さらに二つの内容に分かれております。第１は差別的な取り扱いをすることの禁止。第２は合理的配慮をしないことの禁止とあります。順に見てまいります。第１の差別的取り扱いの禁止は、国・地方公共団体に法的義務が課されているのみならず、民間の事業者の方々にも法的義務として課されてございます。第２の合理的な配慮については、国・地方公共団体のみに法的な義務が課されておりまして、民間の事業者の方々については、努力義務という扱いになってございます。差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止、合理的な配慮をしないことの禁止といっても、それだけでは一体何をしたらいいのか、何をしてはい

けないのか分かりません。ということで、具体的に国・地方公共団体、民間事業者の方々はどう対応すべきか。これについては、まず内閣が基本方針を作るということになってございます。政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を閣議決定していくということになってございます。なお、内閣が基本方針を策定する際には、関係者、有識者の方々で組織するであろう委員会の意見を聞くということになっております。

内閣が基本方針を作るわけですが、それでもさまざまな分野について、具体的なことをしているかというと、そうではないだろうと思います。そこで、より具体的な文書として、国、地方公共団体については、当該機関の取組に関する要領を作るということになってございます。また、民間事業者の方々の取組につきましては、それぞれの事業を所管する大臣がガイドラインを作って、具体化をしていくという段取りになってございます。今、申し上げました、２地方公共団体の要領、事業者の方々についてのガイドライン、この要領、ガイドラインにおいて、それぞれの分野、事業における推進策を具体化されると想定されております。

次に、この要領やガイドラインに書かれたことがどのように実施されていくかであります。基本的には、それぞれ自主的な取組を行っていただくということになろうかと思います。但し、民間事業者の方々につきましては、主務大臣が助言したり、指導や勧告を行ったりして、ガイドラインに書かれたことを実施していただく。そのように促す仕組みが、この法律には書かれております。

では、国、地方公共団体についてはどうかということですが、この法律には、特段の仕組みはございませんが、国会や議会などが取組の状況について、チェックしていくことが予定されていると理解してよいかと思います。

次に、Ⅱ差別を解消するための支援措置でございます。四つございます。上から順に見てまいります。第１は、紛争解決・相談であります。国や地方公共団体が相談や紛争解決のための体制整備をすることとされております。２番目、地域における連携であります。差別の解消や社会的障壁の除去につきましては、数多くの分野、それから機関、さまざまな人々が関係しております。ですので、その機関や人々の間の連携を図るということが重要であります。そこで、この法律では、障害者差別解消支援地域協議会というような組織を作って、連携の枠組みとしたらどうかということが規定されてございます。三つ目、これは啓発活動でございます。国や地方公共団体が普及・啓発活動を実施するという規定でございます。四つ目、情報収集です。これは国が国内外における差別の事例でありますとか、差別の解消に向けたよい取組。こうした情報を収集して、整理。地方公共団体や広く国民に情報提供を行う。そのような義務づけを国にしてございます。

なお、資料にはございませんが、この法律の成立に際して、国会で付帯決議がされてござ

います。その内容は政府に対して、基本方針や先ほど申し上げていたようなガイドライン。これは障害者基本法に定めた事柄を踏まえて、きちんと作成するようにしなさいということ。それから、中小企業の方々にしかるべき配慮をするようにしなさいと。いわゆる複合差別を受ける可能性のある障がいを持たれた女性や子供について、きちんと擁護していくようにしなさいと。こうした付帯決議を今回は行っております。付帯決議というのは、難しい言葉でございますが、法律の成立に際して、国会が内閣、行政機関に対して、法律の運用の際に注意すべきことを提言するような、勧告するような仕組みでございます。法的な効力はございませんが、後に国会質疑などで政府の取組を質していく際の手がかりとなるものでございます。したがって、政府は、付帯決議の内容を踏まえて、行政運営にあたるというのが通例でございます。

最後に、この法律の施行日でありますが、一番下右のほうになりますけれども、３年後、2016 年４月１日となってございます。３年ごとされておりますのは、恐らく、これから内閣が基本方針を閣議決定するのに、それなりの時間がかかること。それから、閣議決定を受けて、地方公共団体や国が取組の要領を作るのにも時間がかかると。事業者の方々にお示しするガイドラインを作るのにも時間がかかると。これらを踏まえて、３年後の施行となっているものと思われます。

簡単な説明で、また難しい言葉遣いがあったかもしれませんが、恐縮ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

（長澤座長）

田中委員ありがとうございました。私も思わず法律案というように申し上げましたけれども、昨日、成立したということで、その翌日にこういう検討ができるというのは、ある意味、名誉なことだなと思っております。もうすでに決定したことで、ここで議論するというのも、少し趣旨に合わないと思いますが、今回、このように集まって意見交換した顔合わせということで、初めてのことでありますので、しかも時間も十分ありますので、ぜひ意見、質問、あるいは感想的なことでも構いませんので、委員の皆様に一言ずつちょうだいしたいと思います。

まずもって、私からで恐縮なのですけれども、私も教育の専門として、特別支援教育に深くかかわっております。今回の法律で一番注目していることは、合理的配慮、国、地方公共団体等が法的義務ということですから、学校においても、障がいのある子供たちへの合理的配慮を行わなければならないし、しないことが差別につながるということを、やはり学校でもしっかり認識していただくことが重要なのだなということを改めて感じた次第です。そういう点からも、教育に関して、自分自身の役割をここでも果たしていきたいなということが

感想であります。

それでは、また、先ほどの順番で大変恐縮なのですけれども、ぜひ、一言ずつお願いしたいと思います。突然で申し訳ありません。石川委員から、また感想等をいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

（石川委員）

聴覚障がい者として、いつも不便に思っていることは、やはり情報保障についてです。今もまだ変わりはないのですけれども、特に銀行のＡＴＭでお金をおろすときです。もし壊れていたとき、そこには電話だけしかないので、聴覚障がい者としては、どうすればいいのか。またはエレベーターもそうです。いつでもどこでも電話だけしかないです。聴覚障がい者に向けた機能がありません。

それに一番困ったことは、今年の３月の半ばごろに、元ミナミプラザに新しく新潟日報のメディアシップができました。その落成式のときに、多くの聴覚障がい者が参加しました。それなのに、情報保障がありませんでした。みんな騒いでいるのに何のことだか分からないという状況でした。後になって、これは困りましたという声がいっぱいあがりました。私も本当に困って、すぐ新潟日報のほうにメールをしました。そうしたら、向こうは謝るだけでした。謝るだけではなくて、これからイベントがあったときには、ぜひ情報保障を用意してほしいというように言っておきました。できれば、新聞の窓の欄にも載せてほしいなとは思ったのですけれども、載っていませんでした。やはり一人ひとりの心のバリアフリーも必要だと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、伊東委員、よろしくお願いいたします。

（伊東委員）

こちらの参考資料３番の 32 ページにも記載があったのですけれども、国のバリアフリー施策と障がい者差別解消法による差別禁止は、最初、障がい者の社会参加を保障するための両輪であると言えるということなのですけれども、私はこの両輪にもう一輪付け加えて三輪車にしたら、新潟市の条例はいいのではないかと思っているのですが、それは先ほど、申し上げたように、小さいときからの障がいに対する理解を促す教育というものをもう一輪加えたらいいのではないかと思います。大人になってから、障がいに対して理解を深めようと思っても、なかなか自分でできあがってしまった概念といいますか、そういうものというのは、なかなか払拭できないと思うのです。けれども、幼い子というのは本当に素直でして、真っ白なところにすっと吸い込んでいくように、全部を素直に吸い取ってくれるのです。ですから、もちろんこういった差別禁止ということも細かく定めることも必要かと思うのですけれ

ども、小さいころから教育して、もともとの差別をなくす方向ということも、もう一輪付け足して作っていただいて、新潟市独自の新潟モデルを全国に発信していただけたらと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。それでは、片桐委員、よろしくお願いいたします。

（片桐委員）

障がいになって初めて分かったことは、読むことということが、本当に自分のためには大切なことなのだなということと、私は、目が見えなくなってから、いろいろなことで、この市役所に来ました。白杖をついているのに、だれも迎えに来ないと。私が見えないのに、ここに署名捺印をすれとか、見えません、申し訳ありませんけれども、私がお願いしますから、代筆をしていただけませんかと言っても、それはできません。こんな冷たい差別ってあるのでしょうか。見えないのです。書けないのです。捺印ができないのですよ。それをどうしてもしなければならない。このように、一番最初に言われたときに、私は自分が健常者のときはそのように思わなかったのですけれども、私たち障がい者に対して、これは虐待だと思いました。

それから、いろいろなことがあって、私がしゃべれば１時間もしゃべるかもしれませんけれども、そういったことはできないので、私は曽野木団地に住んでいるのですけれども、あそこは買い物難民、医療難民、ごみ難民、市営住宅 21 棟、それから高層の 12 階建てが２棟ともう２棟あるのですけれども、今、プライバシーの関係で、どういった方がいらっしゃるかということが分からないのです。そして、3.11 のときにも、福島からいらっしゃったのですけれども、その人たちを訪ねようにも訪ねられないということがあったりしました。それから、一番切ないのは、新潟市の歩道なのです。段差があって歩けません。本当に歩道がおっかなくて歩けないのです。それから、信号機がついているのですけれども、信号は、私たち障がい者にとっては、音で聞いて、今、青だなというのが分かるのです。それが皆さん、今度、見て、歩いてくださいませんか。ウォッチングしてください。新潟駅の南口とか、大事なところが消えているのです、鳴らないのです。そうすると、私たちは分からないのです。そんないろいろなことがあって、松永さんも書いていらっしゃるけれども、障がいのある人は、特別な人ではないのです。みんな同じなのです。その人たちが本当に地域で一緒に手をつないでいくということが、いかに大事だということを本当に分かってほしいのです。

それともう一つ、行政の立場として、市役所でも、図書館でも、どこでも代筆をしてくださる方、代読をしてくださる方、そういう方をぜひ置いてほしいのです。今、少し見えるようにと言っても、まだ見えないのですが、白杖をついていても、だれも出てこない。こんな

役所というのはあるのでしょうか。だれも出てこないのですよ。それがとてもこわい。それと、原発の問題で、みんな省エネになってしまって、役所とか、そういうところがものすごく暗いのです。歩けないのです。だから、せめて私たちが行く大事なところは、電気を明るくしてほしいのです。市長さんいないからだめかもしれませんが、本当に見えないのです。それが一番切ないです。

まだ、いっぱいあるのですけれども、私は本当に先ほど、発達障がいの方がお話しなさいましたけれども、発達障がいは、やっと最近になって名前が出てきましたよね。今までは分からなかったのです。変なおじさんとか、変な子供と言われたのですけれども、これも大事な障がいなのです。うちの孫も発達障がいです。この６月で 23 歳になります。発達障がいの中身が本当に分からなかったのです。最近、私もやっと受け止められるようになりましたし、もともと発達障がいの人というのは、私らの地域もいっぱいいるのです。そういう人たちと話し相手になって、相談相手になりたいなと私は考えていて、昨年、東京にわざわざそういう勉強会に行ってきたのです。歩けないから孫をヘルパーにつけて行ってきて、その中で思ったのですけれども、そういうグループホームとか、みんなの家とか作ろうと、私の家で作ろうとすると、周りの人のが聞けないと。全部変な子が来たとか、変な親が来ているという、受け入れられなくて、壊れた施設がいっぱいあるということを聞いて、もっと行政としていろいろな方向、いろいろな指導をして、広報などを出してほしいと。私が一番切なかったのは、だれも聞かせてくれないから、どういう制度があるのかということが全く分からなかったのです。今、やっとおいおい少しずつ分かってきて、今までパソコンを打っていたのも打てなくなったし、そういったこともあって、やはり助けて、大きな声を出して、障がい者も大きな子を出して周りの人に声かけないとだめだと思うのです。私は、途中障がいだから、なおさらそう思うのです。だから、これからはそういうことで、私は地域で何とか、あと何年生きられるか分かりませんけれども、そこの人たちと本当にこれから押し寄せてくるいろいろな問題を、手をつないでがんばっていきたいと思いますので、ぜひご助言、よろしくお願いします。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、金子委員さんお願いいたします。

（金子委員）

先ほど紹介のところで言いましたけれども、難病患者の団体から選ばれてなったわけではないのですけれども、難病患者全体のことを言うことは、なかなかできませんね。難病はいっぱいありますから。私は、脊髄小脳変性症の患者でございますので、その範囲の中でしたら、私の患者会の意見なども言えるのですけれども、全体ということになると、少し荷が重

いのですが、ともかく難病患者だれでもが、住みよいまちになるように、環境づくり進めて行かなければならないのではないか。それから、また個人差がありました。例えば、ＡＬＳの重症患者、パーキンソンの方など、まだパーキンソンの症状があるにもかかわらず、特定疾患に認定されない人たちも大勢いるわけです。しますと、医療費の公費助成というのが受けられませんし、べらぼうに薬代、治療費がかかるというようなこともございます。ですから、病気によって、それぞれ解決してほしい、差別をなくしてほしいということは、それぞれ訴えることは違うと思うのですけれども、その辺もほかの患者会の皆さんの思っていらっしゃることをこの会に反映させていきたいなと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、川崎委員お願いいたします。

（川崎委員）

座長のほうから、資料の感想も含めてというお話でございましたので、まずこの作業部会におかれてまとめられた、この報告書は大変ご苦労だったと思います。そして、また提言書という形で提出をされ、この場につながっているわけでございますし、また今後、差別の事例等お示しいただいて、いろいろな角度からの議論ということになるのだと思うのですが、この報告書の中で、個別のところのことは、これからの話としまして、条例の名称についても、いくつか例を挙げられて、検討の経緯をお示しいただいております。ほとんどが、新潟市づくり、いわゆるまちづくりの視点での条例だという報告の意図だと思っておりまして、まさにその方向で、今後、議論をしていけばいいのかなということを今、感想として持ちました。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、熊倉委員、お願いいたします。

（熊倉委員）

知的障がい者の方が原告になって、成年被後見人の選挙権の回復ということになりました。知的障がいの育成会というのも、やはり少し固定観念がありまして、世の中、なかなかうまくいっていないのだな、不公平なのだなということを当たり前の事実として、どうも受け止めているきらいが多くて、基本的人権という観点からすると、その人の能力といったものとは関係なく、当然、選挙に参加しなければだめなのだというあたりの意識というのは、実はなかったように思って、今回のことはある意味で、ものすごく感激しております。

それから、この条例づくりでまちづくりということは、実はまさに共生社会を掲げている市の憲章です。あれを本当に実現するものなのだというように考えておりまして、いろいろな人がいて、この社会が成り立っているということを、この条例ができてこそ、初めてみん

なが参加できて、生まれてきてよかったという世の中になるのだというように考えておりますので、本当に大切な取組だと。月並みな感想でございますが、以上です。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、小泉委員、よろしくお願いいたします。

（小泉委員）

２点ですけれども、１点目は感想です。障がいのある方たちが、私ら障がいのない人から見ると、大変だなというのは分かるのです。大変だなということは分かるのだけれども、障がいもいろいろな種類の障がいというものがあって、その障がいが何を手伝ってもらいたいのかというところは、恐らく障がいのある方と直接そばにいたりという方たちしかできないのではないか。そうすると、その辺のところを先ほど大きな声で障がいのある方たちが、自分のやってほしいことを、障がいのない方たちにも伝えたいのだというところが、ぜひ必要なのではないかと思うのです。そうしないと、なかなかどういう整理をしていいのかということが、具体的に分からないという面があると思うのです。ですので、それはいろいろな事例を、今後、やっていかれると思うのですけれども、そういったところで話をしていきたいと思います。

もう一点は、資料なのですけれども、自分で作ればいいと思うのですが、先進の条例が上げられています。条例の項目立てというのは、おおむね同じなのですけれども、違うところもあると思うのです。その中で、規定の仕方だとか、そういったところも、若干違っている部分があります。ただ、大枠として、どういったことを規定していったらいいのかという目安にはなるかと思います。むしろ、新潟市が作っていく条例が独自のものなのだよということをやりたいためには、これから出てくる事例ですとか、実例ですとか、その項目に当てはまらない実例も出てくると思うのです。であれば、その項目に当てはまらない部分というものをどうやっていいかというところの視点を踏まえるために、一応は、差別解消の法律を踏まえたうえでの条例という部分が、どういったところの項目で、どういうところをどのように規定しているのかというところを少し表か何かにまとめていただくと、今後、議論する中で、今まであったところの議論を深めていったらいいのか。それとも、全く新たな項目が出てきていて、ここは検討しなければいけないのではないかという目安になるのではないかと思います。これはお願いです。

（長澤座長）

ありがとうございました。続きまして、佐藤佐智夫委員、よろしくお願いいたします。

（佐藤（佐）委員）

私どもは、先ほど申し上げましたとおり、労働問題を取り扱っている団体でございます。

そういう観点からしますと、先ほどご紹介がありましたとおり、障害者雇用促進法というのが、６月 13 日に可決成立しています。また、ご説明のございました、障害者差別解消法ですが、これも昨日成立し、施行日が平成 28 年４月１日。障害者雇用促進法も、たしか重要部分の施行日は、平成 28 年４月１日だったかと思います。このような法律も含め、この会におきまして、皆様方のご意見をお聞きしながら、並行して勉強してまいりたいと思っているところでございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、佐藤洋子委員、お願いいたします。

（佐藤（洋）委員）

今日のような条例づくりの席に座らせていただいて、人権擁護委員として今後勉強しながら、緊張して、取組みの一員となりたいと思っております。千葉県の先駆的な条例づくりに関する中心的な人物である野沢さんをご存じだと思うのですけれども、一昨年、県連では一般市民や人権擁護委員をお呼びして、毎晩のように集まって討議をして作り上げたという話をじかに聞かせていただきました。そのときに、新潟もこうなるといいなと思っておりました。これがまさにここなのだということで、とてもうれしく思っております。新潟の発展のためにはこれが必要だと思います。

私が感じていたのは、先ほどお話があった、石川委員がメディアシップのオープンのときに何も情報が分からなかったと。情報保障をつけてほしいという注文をされたようですが、日報さんは、私も十数年前、非常に著名な方の講演会のときに、中途失聴の方がどうしてイベントの講演でお話しをする先生と、その場で得る情報を同時に感じたいということで、情報保障をつけてほしいと言われて、私たちもそのようにお願いをしましたけれども、日報さんでは残念ながら、後日、新聞に一言一句載せるから必要ありませんと言われました。これはものすごいバリアだと感じました。

私もいろいろと経験してきた中で、知的と精神等の重複障がいの方が個人商店に買い物に行ったときに、ずいぶんふくよかな方で、少しよろめくような形で商品に触ったのです。お店の人はその商品をどうしたと思いますか。汚い、触ったものは全部お金を払ってと。現状ではそういった扱いを受けているのです。ものすごく悲しかったです。本人が訴えてくれば侵害となるのではないかと私たちは思ったのです。そういった部分で何が一番足りないのか。ここにおられる皆さん、関係者は全部理解され、今後に向けてどうしたらいいかということをそれぞれ考えているとは思います。何が一番問題かというと、市民です。市民の皆さんの理解がないから、いろいろなことが起きてくるのです。

福祉の関係でも、施設解体という言葉がずいぶん前に出ておりました。施設解体と言われても、竹田さんのようにいろいろなことをやられて、受け入れるところならいいのですけれども、例えば精神障がいの方のグループホームなどを立ち上げたくても、地域の反対、町内が反対したら何もできないのです。そういうことを考えると、やはりこのようなところでいろいろなことを討議したことを市民に知らせて、理解を求める、啓発をするといった部分がすごく大事なのではないかと。今日、ここに座って、いろいろなことを思い浮かべながら、感想とさせていただきました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして、正道委員、お願いいたします。

（正道委員）

障害者基本法が改正したということを知らなかったのですけれども、今日、この会に来てそういうことを知ってありがたく思っています。自分の経験からしますと、自立支援の更新のために、１年に一度、区役所に伺うのですけれども、前回のとき、母と一緒に来たのですけれども、窓口の方が私に説明をしないで、すべて母のほうを向いて説明していたのがすごく悲しかったです。私が質問をして、それを母に答えていました。なぜ直接話してくださらないのだろうと思いました。市民の方とのバリアフリーもありますが、まず市役所、区役所の窓口の方のバリアフリーも解いていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

途中まで伺っていて、いろいろな事例があって、ほんの一部だけ紹介していただいたと思うのです。今後もこういう機会で、ぜひ積極的に今のように具体的なお話をいただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、白柏委員、お願いいたします。

（白柏委員）

私は眼科医になって 25 年経つのですけれども、今まで、日々治療することばかりにとらわれてきたと思います。私のクリニックに来てくれたすべての患者さんを治したいという気持ちで日々やっていました。ですけれども、今の高度な医学をもってしても治せない患者さんたちがいるわけです。私のようにちっぽけな医者に治せない病気はいっぱいありますから、当然、私がお手上げの患者さん方はすべて大学病院等の高度医療機関にお願いするわけですけれども、それでも助けてあげられない方がいる。先ほど片桐委員がおっしゃったように、ご苦労の言葉を聞いて本当に胸がいたいと。そういうところになかなか目を向けられなかっ

た自分が恥ずかしいというか、目がさめたというか、そういった気持ちで今ここに座っています。

私は大学に何年かいましたけれども、私が眼科医になったときには、ロービジョン外来などは一切なくて、緑内障、硬膜、白内障といった病気の外来ばかりなのです。それがようやく数年間から、ロービジョン外来というものができまして、そこで私の後輩の女医さんが一生懸命、どうしても治せない患者さんたちを集めて、いろいろな情報発信をしているという時代にようやくなってきました。６月 22 日、23 日に新潟市のとあるホテルを借りて、ロービジョン学会というものが開催されます。そういった形で、少しずつですけれども、市民の方にも情報発信できる。中途で失明された方々の役に立つような情報も発信できる時代になってきています。私は眼科医ですので、こういった会に出てきても医療全般の話はなかなかできないと思いますけれども、眼科医としてできること、持ち帰って眼科医同士で話し合わなければいけないことがあると思いますので、こういう会に眼科医の代表として出てきたことを無駄にしないで、持ち帰って、みんなで検討して、市民の方も苦労があるでしょうけれども、それを少しでも緩和できるように還元していきたいと感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

竹田委員、お願いします。

（竹田委員）

こういう形で集まって、今日はじめて進めてきたわけですけれども、毎回２時間の予定です。２時間という時間の中で、これだけの委員が一言ずつしゃべると、それでいっぱいになってしまうくらいの時間です。しかし、せっかく作っていただいた時間を有効にしていくためには、資料説明に割く時間がすごくもったいないと、今日、改めて思いました。幸いにして、だいぶ早くから送ってもらっていますから、ある程度は目を通してきているわけです。ですので、直接議論から入ってもいいのではないかと思いました。今回、幸いにして質問がでなかったので、こういった形で全員が一言ずつしゃべる機会が得られましたから、生の声が聞けて、これでこそと思いました。

県の条例の検討委員会だったりすると、すでに事務局が準備してくれた資料があって、それを基にして説明から始まってといった形なのですけれども、それをやめて、白紙段階から始めようではないかというのが千葉県のやり方なのです。そのような形で進めていってもいいのではないかという気がするのです。その意味では、今回、50 名の傍聴席をつくってもらっていますけれども、残念ながら３名＋ガイドヘルパーさん１名で、計４名という状況です。せっかく新潟市が英断をして、これだけの規模で始めていただいたわけですから、ぜひ

委員の方々がみんなに知らしめて傍聴しに来てもらうと。みんなに条例の制定過程に参加していただくと。そこでの意見を裏側で聞いてきて、またそこの場で生かすという形で、１回１回の条例検討委員会自体が新潟市づくりの過程なのだという形で取り組んでいったらどうかと思いました。

そういった形になってくると、例えば今日、石川委員にだけ手話通訳がついていますけれども、当事者の方が来た場合に、一人当たりの手話通訳で間に合わなくなると。要約筆記をつけようという形で、だんだん変わっていくのではないかという気がするのです。実際に当事者の方から来ていただいて気づくことというのが本当に多くて、何も知らないのです。その立場になってみないと分からないのです。今日、都市計画課などからたくさんの人が来ていらっしゃいますけれども、人が生まれて死ぬまでの間には障がいを持つ時期というものが必ずあって、すべての政策、施策にかかわってくる。まさにまちづくり、市づくりの問題に政策的にかかわってくるわけです。

そういう観点で、例えば自分のおじいちゃん、おばあちゃん、子どもたちの問題と重ね合わせながら、自分が住んでいる新潟市をどのように住みよいまちにしていくかということを考えていくと、すべての政策が絡まないと実現できないことばかりです。そういう意味でも、皆さんが出てきて下さっているのはすごくうれしいことだと思います。そういった形で１回１回の会議を、まさに今日から始めていく新潟市づくりという形でやれたらと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

田中委員、よろしくお願いいたします。

（田中委員）

感想めいたことで恐縮ですけれども、「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとり大切にされていかされる」という言葉で条例の仮称が設定されていますが、なかなかいい仮称だと思います。この 15 年くらいの間だと思うのですが、日本各地でトイレがよい形で整備されているのではないかと思います。恐らくはじめは障がい者の方々が使いやすいトイレを作ろうということで、広い個室のトイレができてきたと思うのですが、いまや多くの人が快適に利用できるユニバーサルデザインの快適なトイレとして整備されてきていると思います。ほかの施設やサービス、制度のあり方についても同じようなことがいえるのではないかという感想を持っています。その点で重要になるのが、障がい者の方々が差別であると感じている事例をどこまで進められるかではないかと思っています。次回から３回をかけてその検討するということでありますので、私も考えてまいりたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

遁所委員、よろしくお願いいたします。

（遁所委員）

まず進め方として、竹田委員の意見に賛成ですが、もう一つつけ加えると、私も、このように資料をどさっと送られるとページをめくれないので、メールにして、松永委員と同じような形で送っていただくとありがたいと思います。大倉さんに断らなかった私も悪いのですが、それが一つ。

今、済生会新潟第二病院の安藤先生の教室では、毎月第２水曜日に学習会を行っていって、新潟市のＩＴサポートセンターがオンデマンドで中継しているのです。内閣府の検討委員のときも必ずオンデマンドでやっていて、参加できない当事者が後で何回も繰り返し見れるようなやり方をとっていただくと、皆さんがこの検討会にもっと意識を持ってくださるのではないかと。石川委員のように耳がご不自由な方には、ユニバーサル的に、映像のところに手話通訳なり文字を入れたりしていくということも、この条例を作るにあたっては基本ではないかと感じている次第です。実は、私も７時から９時というのはけっこうきついのですけれども、頑張ってまいります。

もう一つ、障害者差別解消法をこれから参考にしていくと思うのですが、第２項の社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止というところで、ここに、負担が過重でないときはというところがありますが、どこまでが過重なのかというところも、実際に障がいを持った人が、例えば特別支援学校に行かないで特別支援学級に行ったら、エレベーターがないから遠く離れた特別支援学校に行けと。そのやり取りで命を落とされた新潟市以外の子どもさんの支援をしていたのです。果たしてそれは過重なのかどうかということがすごく心に残っています。今日はここまでにしておきますけれども、どこまで過重なのかというのがあります。

もう一つ、心のバリアフリーというところで、伊東委員がおっしゃっていたようなことで、子どもに対する教育というのは大事です。けれども、もう一つつけ加えるならば、教師に対する教育もぜひお願いしたい。私は今まで、少数人数の中に障がい児が入れば、よりよい教育が得られると思っていたら、実は 40 人学級のほうが守られるという事例もあったのです。だれが一番差別するかというと先生なのですという話を聞くと、子どもたちによって、先生から障がい児が守られるというのは不思議で、長澤先生を前にして言うのも何ですけれども、そのようなことも感じた次第です。いろいろな事例をここで出しあっていければいいのではないかと感じております。

堂本さんの講演を聞いたときに、千葉県の障害福祉課の担当の方が誇りを持って、胸を張

って、この条例はすごいのだということをＰＲしていました。この条例づくりが完成したときに、障がい福祉課の皆さん、あるいは新潟市の職員さんがどこに講演に呼ばれても、私たちの新潟市の条例はすばらしいのだということが言えるように進めていければと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

長谷川イミ委員、よろしくお願いします。

（長谷川（イ）委員）

私は難しい法律はよく分かりませんが、私は小学校３年生のときに猩紅（しょうこう）熱で体が傷だらけになりました。学校を３年間休んで、みんなが６年生のときに私は３年生から入りました。今、ズボンをはいていますが、人に見せられるような足ではなかったので、小学校のときはみんなスカートをはいていたのですが、私も小学校のときまではスカートをはいていました。中学生になったらズボンをはいている人もいるようになって、今の時代は結婚式でもお葬式でもズボンをはいている人もいるようになっていますが、前は振り向いて見られたりもしました。大人の人はそういうことがなくなって、私も障がい者の団体に入りまして、障がい者の旅行があって、はじめて障がい者同士で一緒にお風呂に入ったのです。

私の家は自営業をしていますので、研修旅行に行っても、一緒にお風呂には入れなかったのですが、今もまだ部屋のお風呂に入ったりしています。障がい者の団体に入ったおかげで入れるようになったのです。そこで感じたのは、大人の人で全然知らない人はじろじろ見る人がいなくなったのですが、子どもは何も知らないからだと思うのですが、子どもがついてきて、じろじろ見るのです。子どもに対して、小さいときから教育をしてほしいと思います。

私は子どもが二人いて、一人は嫁にいって、もう一人は上越にいて、旦那と二人暮らしなのですが、老後が心配なので、二人でいるときは大丈夫なのですが、一人になったときにどうなるのかということも不安です。

私は五十嵐３の町に住んでいます。川の向こうなのです。交通の方もおられますが、３の町の海の側なので、川の向こうまでバス停があるとすごくありがたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは長谷川美香委員お願いいたします。

（長谷川委員）

私は、多分、ここの委員の中でもけっこう冷ややかというか、割合とトーンとしては冷静なほうで、この条例づくりに参加したいと思っています。というのは、私自身も中途で目を

失って、左眼に義眼が入っていますけれども、そこから始まってユニバーサルデザインということをしていきたいと思って、生業として行っているということもありますので、行政の立場も十分に理解しているというところがあります。

ですから、条例を作るということは、ある意味で行政にとっては動きやすくなるということも皆さんのほうでも承知しながら、どのようにしていこうかということを、一緒に私も考えていきたいと思っています。そして、条例ができることがゴールではないです。そこを皆さんとしっかり共有したいと思っています。これは、真なる協働の始まりであるということで、皆さんのほうでも心のバリアフリーは必要、ではどうする、じゃあどうするというとことをしっかり考え、動けるようになっていただきたいし、私もそういうことを支援していきたいし、一緒に動きたいと思っています。

そこがやはり、今、とても弱いような気がするということで、この条例を作るということは、ある意味で皆さんにも覚悟が必要で、そして、伝えるということの大切さに関しては、本当に皆さんと一緒に知恵を出し合って伝えていかねばならないのではないかと思います。理解を促すために、健常者と言われている人たちにどうしたらいいか、ではどうするかということを意識していきたいと思っています。

もう一つ、障がいがある方がここの場に多いということで、では健常の人から見たらどう見えるのか、どうなのかというところも意識していかなければならないだろうと感じています。ユニバーサルデザインを訴えてきたからこそ、障がいの多様性について知らしめることがとても難しかったということで、障がいのない方に、障がいのあることを理解してもらうのは難しい、ではどうしたらいいかというところですね。条例でうたうのがゴールではなく、何ができるのかというところをしっかりと皆さんで考えていきたいし、そういう行動を起こせるように、そういったことを話し合える場を別途皆さんと一緒に作っていくという動きのほうがとても大事ではないかと思って聞いていました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

では、保坂委員、よろしくお願いいたします。

（保坂委員）

新潟交通の保坂です。

私ども新潟交通では、各団体とやりとりを直接させていただくこともありまして、例えばバスの乗り方の講習会とかいったような形でさせていただくこともあるのですが、今日も、いろいろなお話が出ておりますが、障がいの内容ですとか度合いによって、バスとしてどのように対応したらいいかといったところが、すべて明確になっているかということになりま

すと、例えばバスの講造上の問題があったり、設備面の問題、実際、どのような問題があるのだろうということ、それからその内容によって、運転手がどういう対応をしたらいいのだろうといったところについては、正直、社内で統一しルール化されているかということになりますと、まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

実際、こちらのほうで健常者にはなかなか分からないといった部分もあると思いますので、今回、こういった場を設けていただいておりますので、今後、皆様からの生の声をいただきながら、私もいろいろ勉強をさせていただいて、バス会社としてできること、またやらなければいけないことについては、もちろん最大限努力をしなければいけないと思います。また、私ども単独でできないことも出てくるのではないかと思います。これについては、新潟市であり、今日もご出席されていますが、各分野の皆様と連携をとらせていただいて、何とかいい形にもっていけたらと感じております。

最後、個人的な感想ですけれども、先ほどからいろいろお話が出ていますが、条例については、作って終わりということになっては何も意味がないというところはすごく感じました。ですから、最初ご質問もありましたけれども、ほかの都市、県で条例を制定された、何が変わったか、どんなところがよくなったのか、こういったところの情報は次回いただけたらと感じました。ありがとうございました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

続きまして桝屋委員、お願いいたします。

（桝屋委員）

差別解消法を今見ているのですけれど、まず、合理的配慮の不提供の禁止、これは民間事業者に対しては努力義務となっているのですけれども、これも法的義務にならないかと本当に自分は痛感しています。自分が発達障がいとして診断を受ける前の話ですが、いわゆるグレーゾーンで一般就労していたころの話ですけれど、仕事を何とか効率よく進めるために仕事の手順とかを、機械関係の仕事に就いていたのですけれども、機械のところに貼りだして、それを見ながら仕事をさせてくれと社長に配慮をお願いしたところ、ふざけるなと、客の目があるから、そんなものをやっている場合ではない。おれたちの身にもなってくれという、とても冷たい一言がありました。これが、いわゆる障がい者あるいは中途になっているグレーゾーンといわれる人たちの現状だと思います。これは障がい者の差別の解消法となっていますけれども、私としては、これは障がいを抱えている可能性のある人にも適用されるべきであって、そして新潟市で作られる、私たちが作るこの条例も、障がい者の人たちだけでなく、障がいの可能性がある人たちのためにも、心のバリアフリーあるいは本当の意味で物理

的なバリアフリーであるとか、障がい者のそういったことをいろいろ考えながら作っていけたらと思います。

私自身もいろいろな差別を受けてきました。発達障がいの前の言葉は、いわゆる自閉症です。その前の言葉は、この場で口にするのもはばかられますが、きちがいであるとか、そういった扱いで座敷牢に入れられるとか、あるいは性的な機能を殺されてしまうとか、そういったことをたくさんされてきた60代、70代の方もいらっしゃるという話も聞いて、自分もとても胸が痛いです。やっとここにきてこういう法律ができて、そして新潟市でもやっとこういう条例ができるのは大変喜ばしいことなのですけれど、ただ問題なのは、これは、本当に努力義務で終わらせていいのだろうか。あと、資料６にあります「実施に伴う負担が過重でないとき」とありますけれど、健常者にとっては過重かもしれないですけれども、それを行ったことに対して、障がい者あるいは障がいの可能性のある人が大幅に負担が軽減されるというのであれば、それは、確かに初期コストとしては過重ではあるかもしれないですけれど、結果として過重ではなくなるのではないかということも、どうしたら過重でなくなるのかということも踏まえて、いろいろな例の検討はしていきたいですし、私も学ばせていただきたいと思います。

それとやはり、発達障がいはいろいろな障がいも複合しています。例えば、私は目が見えて耳が聞こえています。ですが、聞こえていて聞こえていません。見えていて見えていません。この意味するところがなかなか皆さん理解しづらいと思うのですけれど、これが発達障がいを抱えている人間の中でかなり多くの人が抱えています。それと、目が見えない、耳が聞こえない、逆のパターンが、発達障がいだとあり得ます。光にあまりに過敏になりすぎて、フラッシュライトがたかれてしまうと、ホワイトアウトになってしまって全く目が見えなくなってしまうとか、あるいは、パチンコ屋の騒音だけで気がおかしくなってしまうとか、そういうものが発達障がいの症状の中にあります。あと、たばこの臭いがほんのわずかでもついているだけでその場にいられない。アルコールの臭いにも過敏に反応してしまって、飲み会に参加したくともできない、あるいは強制させられてしまう、そういう差別も考えられます。実際、自分もそうでした。そういった差別の事案を探せばたくさん出てきます。出てくるでしょう、本当に。

結局のところ私も、先ほどしたお話した発達障がいの中でも、いろいろな障がいを複合で抱えるということがあるのですが、私の場合は、発達障がいがもとでうつ病になりました。結局のところ、発達障がいが理解されないことで精神的に追い詰められていって、うつな状態に追い詰められてしまったというところがあります。今の子供たちにもそれが言えます。特別支援を受けている子供なども、対応する学校によってまちまちです。特別支援学級に入

れられたはいいけれど、どうしていいのか、担当の教諭の方が対策の講じようがなく、結局のところ何の指導もなく放置の状態でいるという話も伺っています。そういう事例をなくすということも、差別の解消、心のバリアフリーをなくすということでは、大変意義のあることだと私は思っていますし、特別支援を少しでも、発達障がいの人、今まで認知されている障がいの人、あるなしにかかわらず、放置ということがなくなるように、適切な教育が受けられるように、そういうことを私たち一緒になって考えていけたらいいと思います。

それが私たちだけではなく、市民の皆さんの力を借りて、たくさんの人がこういう、障がいに対する知恵とか知識とか、あるいはどういう対応をすればいいということをたくさんの人が知って、それを支え合うというシステムが作れればと思いますが、それについては、今の段階でたった10年でできるかどうかというのは、はなはだ疑問だと思います。私が皆さんの年代になって、やっと少しは動き始めるのかなという、そういう暗い見通しは持ってはいるのですが、それでもこうして始まりに向けて会を開くことができ、皆さんにこうして話をすることができるということに対しても大変意義があるということで、私もこれからこの条例の成立に向けて、いろいろと私の持てる力、知識を持って臨んでいきたい所存です。

（長澤座長）

ありがとうございました。

最後になりましたが、松永委員、よろしくお願いいたします。

（松永委員）

視覚障がい者への配慮ですが、それは今後にお話をさせていただくとしまして、私が今いちばんうれしいのは、私は全盲ですけれども、東京とか大阪に行くときは、ほとんど今は一人です。自分の家から新潟駅まではヘルパーさんとかタクシーで行きますし、その後はＪＲなり交通機関の職員からお手伝いをいただいていて、目的地に着くと現地のヘルパーさんですとかボランティアさんにお願いをして、ホテルに泊まっても、ホテルの方々がいろいろ支援をしてくださいます。目が見えないから出かけられないではない時代だと思うのです。そういう中でいちばんうれしいのは、一人で立っているときに声をかけてくださる方、新潟駅で立っていると、以前はそれなりの年齢の主婦の方がほとんどだったのですけれど、それがだんだん、男性も声をかけてくださる、それから若い方々も。そうすると、自分がどうしようかなと悩んでいる、考えているときに声をかけてくれたというのは、すごくうれしいわけです。視覚障がい者に対してどういう声をかけてくれるか、皆さんだんだん理解してくださっていると思っています。

総合学習で小中高で視覚障がい者の状況を毎年いろいろな学校で話をしてきますけれど、その子供たちが、あれから10年、20年たちましたから、みんな大人になってきている。その

方々が目が見えない人が立っていると声をかけてくれる、これがやはり住みよい新潟市の原点だと思っています。バリアフリーとかいろいろなまちづくりの中で、ハードの面がまずは出てくる、このことも大事ですけれど、私がまちを歩いている中で一番うれしいのは、声をかけてくれる。そのことが非常にうれしいです。それイコール障がい者を理解してくださって、何かお手伝いしましょうかという、そういうことだと思っていますので、今後、これから作っていく条例が市民の方々にどれだけ理解されるか、そういう形になっていかないと、本当の意味のすばらしい条例にはなっていかないのではないかと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

皆さん、長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。進め方、あるいは資料のまとめ方等、具体的な提言等もありましたので、事務局にその辺をご検討いただき、よりよい会の進行に役立てていきたいと私も思っております。ありがとうございました。

５．その他

（長澤座長）

それでは議論を終了させていただきまして、その他ですが、皆様何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは第１回条例検討会がこれにて終了となります。次回が７月18日木曜日午後７時からの開催になりますので、皆様よろしくお願いいたします。また、皆様にはお忙しいところ、長時間にわたりまして会議にご出席いただき大変ありがとうございました。

それではマイクを事務局にお返しいたしたいと思います。

６．閉　会

（司会）

長澤座長、長時間にわたり議事進行をいただきありがとうございました。また、委員の皆様、今までのご経験、またこの条例に対する熱い思いをお話しをいただきましてありがとうございました。第一回目としては有意義な会だったと感じております。それでは最後になりますが、鈴木福祉部長よりご挨拶をさせていただきます。

（鈴木福祉部長）

夜遅くまで大変ありがとうございました。

会議の中で、皆さんからのお叱りですとか、あるいは熱い思いをお聞きいたしまして、この条例は単なる形式的に制定するということではなく、偏見だとかあるいは差別を解消し、

さまざまな課題が解決できるような条例になるのではないかという期待を持っていますし、また、そうしなければならないというような、強い思いももったところでございます。

お話がありましたように、条例制定が最終目的ではありませんが、少なくとも今日の会議の中では、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ生かされる新潟市づくり、これを目標にするということは、皆さん方、この会の共有できた点ではないかと思っております。そういうことから、お聞きしていて我々耳が痛い話もございますけれども、そういうことは遠慮をなさらないで、熱い議論をこれからもやっていただければと思っております。

１年近い長い期間の議論になりますけれども、今後ともよろしくお願いいたしまして、今日の最後のあいさつとさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

（司会）

ありがとうございました。

以上で第１回条例検討会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。